

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の早期退職に関する規程

平成28年12月26日

規程第147号

一部改正 令和5年12月11日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（平成16年規程16号。以下「職員就業規則」という。）第20条第1項第3号の規定に基づき、職員が自らの意思により次の各号に規定する募集に応じて申出を行い、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職規程（平成16年規程第27号。以下「職員退職規程」という。）第4条に定める定年により退職する日の前に退職する制度（以下「早期退職制度」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、その者に係る職員退職規程第4条の規定による年齢から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は事業場若しくは施設の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事業場若しくは施設に所属する職員を対象として行う募集

(早期退職の要件)

第2条 職員は、早期退職制度による退職の時期に係る第1条各号に規定する募集（以下「募集」という。）に応じて申出を行い、第6条第1項の規定による認定を受けることにより、早期退職制度による退職をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、早期退職制度による退職をすることができない。

- 一 退職の日において大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の職員としての引き続き勤続期間が20年未満の者。この場合において、早期退職制度における勤続期間は、職員退職手当規程に規定する勤続期間とする。
- 二 機構の役員となるために退職する者
- 三 大学共同利用機関法人人間文化研究機構大学共同利用機関の長に関する就業規則（平成16年規程第17号）第3条第1項第1号から第6号に規定する者
- 四 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員任免規程第4条第1項の規定により期間を定めて雇用されている者
- 五 早期退職制度による退職の日（以下「退職日」という。）までに職員退職規程第4条に規定する定年に達する者
- 六 職員就業規則第36条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらず管理又は監督に係る職務を怠ったことのみである場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 七 大学共同利用機関法人人間文化研究機構年俸制給与規程（平成27年規程第132号）の適用を受ける者

(早期退職の時期)

第3条 退職日は、早期退職制度による退職を申し出た日以降における最初の3月の末日とする。ただし、第1条第2号に規定する募集に係る退職日は、これと異なる日とすることができる。

(募集)

第4条 機構長は、第1条各号に規定する募集を行うに当たっては、募集の目的、退職日、募集する人数及び募集の期間その他募集に関し必要な事項を記載した要項（以下「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知する。

(申出の方法)

第5条 早期退職制度により退職を希望する職員は、募集実施要項に定める期間内に、機関に所属する職員にあっては所属する機関の長を経由して機構長に、機関に所属する職員以外の職員にあっては機構長に、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出をした職員は、次条による認定の通知を受けるまでの間に限り、自らの意思により撤回することができる。

(早期退職の認定)

第6条 機構長は、前条第1項の規定による申出があった場合は、申し出た職員（以下「申出者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、早期退職制度による退職を認定するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない申出者の数が募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集の人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、機構長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の申出者について認定をしないことがある。

一 当該募集において定められた要件又は第2条の規定に適合しない場合

二 申出後に懲戒処分を受けた場合

三 機構長が、申出者について、前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の申出者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至った場合、その他申出者に対し認定を行うことが社会通念上不適切と認める場合

四 申出者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認めた場合

2 機構長は、認定をし、又は、認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を申出者に書面により通知するものとする。

3 認定を受けた申出者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

一 職員退職手当規程第20条の規定により、退職手当を支給しないこととする処分を受けたとき。

二 職員退職手当規程第2条第2項ただし書き、第11条、又は附則第2条及び附則第3条第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

三 退職日の前までに退職したとき。

四 懲戒処分を受けたとき。

五 職員就業規則第21条の規定により解雇されたとき。

(雇用の制限)

第7条 早期退職制度により退職した職員は、退職日以後は、職員就業規則、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職契約職員就業規則（平成16年規程第19号）、大学共同利用機関法人人間文化研究機構定年前再任用短時間勤務職員就業規則（令和5年12月11日規程第166号）、大学共同利用機関法人人間文化研究機構暫定再任用職員就業規則（令和5年12月11日規程第167号）又は大学共同利用機関法人人間文化研究機構特定有期雇用職員規程（平成22年規程第123号）の適用を受ける者となることはできない。ただし、機構長が特に必要と認める場合には、この限りではない。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の早期退職制度の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和5年12月11日から施行する。

第2条 当分の間、第1条第1項第1号の規定の適用については、同号中「20年」とあるのは「15年」とするほか、「その者に係る職員退職規程第4条の規定による年齢」とあるのは、機構職員就業規則第3条第2号及び第3号に掲げる職員については「満60歳」とする。